

沼田市水道事業

官民連携導入可能性調査業務特記仕様書

[令和 7 年 7 月]

沼田市上下水道整備課

第 1 章総則

1.1 仕様書の適用範囲

本仕様書は、「沼田市上水道官民連携導入可能性調査業務」（以下、本業務と称する。）に適用する。

本業務は委託契約書、委託設計書、図面ならびに本仕様書に基づいて実施するが、これらの図書に記載のない事項については、発注者監督員（以下、監督員と称する。）と協議のうえ確認するものとする。

1.2 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に際して水道法、同法施行令、同法施行規則および関連する法令・基準等を遵守すること。

1.3 秘密保持

受注者は、業務の実施に際して知り得た情報を、発注者の許可を得ずして第三者に漏らしてはならない。

1.4 費用の負担

業務の実施に伴う必要な費用は、委託設計書、図面ならびに仕様書に記載の無いものであっても、原則として受注者の負担とする。ただし、発注者が認めた場合はこの限りではない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するように努めなければならない。

1.6 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

1.7 提出書類

受注者は業務の着手及び完了に際し、契約約款の定めるもののほか下記の書類を発注者に提出する。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者届
- (5) 管理技術者業務経歴書
- (6) 業務完了届
- (7) 請求書
- (8) その他発注者が提出を求める書類

なお、提出・承認された事項を変更しようとするときは、その都度、変更届を提出し、承認を受けるものとする。

1.8 疑義の解釈

監理の遂行上でその内容に疑義が生じた場合、速やかに監督員と協議するとともにその内容を打合せ議事録にとどめ、双方確認のうえ、保持する。

1.9 業務期間

期間は以下のとおりとする。

契約日から令和8年3月31日

1.10 技術者の配置

- (1) 受注者は、本業務を円滑に遂行できるよう、上下水道分野などにおける導入可能性調査の業務経験を有する技術士(上下水道部門もしくは総合技術部門(上下水道))または RCCM(上水道及び工業用水道)の有資格者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者とする管理技術者を定めなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務の内容を審査する照査技術者を定めなければならない。

1.11 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 成果品の検査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合には、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.14 引渡し

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し業務完了とする。

1.15 提出図書

受託者は、次に示す成果品を作成し、正副2部及びデータ(CD等)を納品するものとする。

- (1) PPP/PFI 導入可能性調査報告書 一式
(打合せ議事録を含む)

第2章 業務一般

2.1 業務の目的

本業務は、PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）に基づき、沼田市が所有する水道施設（沼田市浄水場）の更新・維持管理に PPP/PFI 手法が導入可能であるかを調査し、最適な手法及びそれを用いた事業スキームを選定することを目的とする。

2.2 業務の内容

沼田市の水道事業は、持続可能な水道事業を目指し事業運営を行っているが、職員数の減少、施設の老朽化や使用料収入の減少と言った様々な課題を抱えている。水道事業の執行体制の確保や効率的な事業を行うために、ウォーターPPPを含む官民連携手法の導入可能性について調査する。

(1) 資料収集・整理

事業概要や、水道施設の概要等の基礎情報を整理する。

◆整理する項目

- ① 事業概要(人口・処理水量等)
- ② 施設の概要(施設名称・施設種類等)
- ③ 施設の管理状況の概要(直営・委託状況等)
- ④ 上位計画の概要(アセットマネジメント、水道事業計画、経営戦略等)

(2) 現状分析・課題洗い出し

(ア) 課題の整理

アセットマネジメント、水道事業計画及び経営戦略などの計画を元に、①「ヒト」人材、②「モノ」施設、③「カネ」財務等の各項目について現状を分析して解決すべき課題を整理する。

(イ) 対象区域(給水区域)および対象業務ならびに対象施設の整理

対象区域は上水道区域とし、主な対象業務および対象施設について概略的に整理する。また、対象施設や業務範囲について民間に委ねる業務と現体制を維持する業務に分けて整理する。

(3) 対応方策と業務分類の検討

(ア) 対応方策と業務分類の検討

水道施設ごとに重要度・緊急度や対応時期について整理する。

PPP/PFI 手法による対応が可能な課題であるかを、以下の検討項目に基づき課題の抽出を行い、対応策を検討する。

◆ 検討項目

- ① 従来手法との整理
- ② 民間による実施が可能か
- ③ 民間へ委託する効果があるか
- ④ 検討に長期間を要する等のスケジュール上の問題がないか

(4) PPP/PFI 手法の比較検討

(ア) 想定される事業手法の整理

従来型（直営）事業方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）、設計・施工・維持管理運営一括発注方式（DBO方式）及びその一括発注方式に民間資金を活用して事業を実施する方式（PFI方式：BOT、BTO他）、ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式）等により実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討・比較を行い、「民間事業者への意向調査」を踏まえ本事業に適した事業方式の検討を行う。

(イ) 主な比較検討項目

- ① 事業の効率性
- ② 発注者の負担軽減
- ③ サービス水準の向上
- ④ 事業スケジュール
- ⑤ 財政負担

(エ) 民間事業者への意向調査

- ・ 広く民間事業者へ事業への参画を促す。
- ・ 民間事業者に対して意向調査を実施して、参画意向を確認し事業の実現性を確認するとともに、事業スキーム等に関する民間事業者の意向を聴取する。
- ・ 意向調査において確認すべき調査項目の例を以下に示す。なお、意向調査は、アンケート方式とする。アンケート調査後、必要に応じて対面での聞き取りを行う。

◆ 調査項目の例

- ① 事業への参画意向
- ② 民間事業者の業務範囲及び業務内容について
- ③ 事業スケジュール
- ④ 想定される民間の工夫について(工法, 費用等含め)
- ⑤ リスク分担
- ⑥ その他(企業からの事業への要望・提案等)

(5) 財政負担軽減効果(VFM)の検証

財政負担軽減効果(VFM)は、市の直営での実施や従来の仕様書発注での概算事業費と官民連携手法で実施した場合に必要な事業費と比較しVFMを検討する。

(6) 総合評価

整理した情報をとりまとめ、官民連携手法の導入の可能性の有無について評価する。

◆評価項目の例

- ① 事業手法の実現性
- ② 事業スケジュール
- ③ 財政負担削減効果の有無
- ④ サービス水準
- ⑤ 官民リスクの分担
- ⑥ その他（発注者内の各種施策・計画との整合性など）

(7) 資料作成

前項までの検討結果をまとめ、課内、市長、議会及び外部に対して最適な官民連携手法スキームの説明資料を作成する。

2.3 参考図書

業務は、国等で公表しているPPP/PFI推進アクションプラン等官民連携手法に係るガイドライン等を参考にして行うものとする。